

自動車リサイクル法解体業（破砕業）許可申請に係る書類一覧

（正副2部提出すること。ただし1部は申請書の控えとなります。）

提出書類・添付書類		チェック
	許可申請書	
	岐阜県収入証紙	
	標準作業書 *支店及び営業所等複数ある場合は提出部数1部追加	
1	解体業（破砕業）の用に供する施設の構造を明かにする平面図、立面図、断面図及び構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図 *支店及び営業所等複数ある場合は提出部数1部追加	
2	施設の所有権（又は使用権原）を有することを証する書類	
3	事業計画書及び収支見積書	
4	申請者が個人の場合	
	住民票の写し	
5	申請者が法人の場合	
	定款又は寄附行為（申請者が原本照合したもの）	
	登記簿の謄本	
6	申請者が法人の場合	
	役員（顧問・相談役・監査役等を含む）の住民票の写し	
	百分の五以上の株式を有する株主等又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し若しくは登記簿の謄本	
7	申請者に政令で定める使用人がある場合には、その者の住民票の写し	
8	申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し	
9	4、6～8に掲げる者（申請者、役員、株主、出資者、使用人、法定代理人）の欠格要件に該当しないことを誓約する誓約書（申請者が代表して誓約）	
更新・変更許可申請の場合は、上記書類のうち1と2の書類については、その内容に変更がない限り添付を要しない。		

注）住民票は本籍（外国人の方は国籍等）が記載されたものであること。